

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として令和5年4月1日に「こども基本法」が施行され、こども施策を総合的に推進するため、こども基本法第9条に基づき同年12月22日に「こども大綱」が閣議決定されました。

本県においても、こどもまんなか社会の実現に向け、総合的かつ一体的にこども施策を強力に進めるため、従前からのこどもに関する5つの計画、紀州っ子健やかプラン、子供・若者計画、子供の貧困対策推進計画、子ども虐待防止基本計画、社会的養育推進計画を一元化し、こども施策に関する基本的な方針や取組の方向性等を定めたこども計画を策定します。

2 計画の性格及び位置付け

この計画は、こども基本法第10条第1項に基づき定める計画です。また、令和7年度に策定予定の「和歌山県総合計画」を推進する計画であるとともに、以下の計画としても位置付けます。

- ① 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画
- ② こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に基づく都道府県計画
- ③ 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画
- ④ 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- ⑤ 和歌山県子どもを虐待から守る条例第9条に基づく基本計画
- ⑥ 都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づく社会的養育推進計画
- ⑦ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画
- ⑧ 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく成育医療等に関する計画

なお、この計画は「和歌山県人権施策基本方針」、「和歌山県地域福祉推進計画」、「和歌山県保健医療計画」、「和歌山県健康増進計画」、「紀の国障害者プラン」、「和歌山県男女共同参画基本計画」、「和歌山県教育振興基本計画」、その他の関連計画等との調和と連携を図り推進します。

3 計画期間

計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

4 計画推進体制等

(1) 計画推進体制の整備

県子ども施策審議会、同会子育て支援部会、県青少年問題協議会、県子どもを虐待から守る審議会、県子どもの貧困の解消に向けた対策に関する有識者会議等から意見を聴き、庁内各部署が一体となり子ども施策を推進します。

また、国や市町村、民間機関等と緊密な連携を図り、子ども施策を推進します。

(2) 取組の評価及び検証

評価及び検証は、県子ども施策審議会子育て支援部会、県青少年問題協議会、県子どもを虐待から守る審議会、県子どもの貧困の解消に向けた対策に関する有識者会議において、それぞれの分野のKPI※1の進捗状況等に基づく本計画の推進状況を調査審議し、PDCA※2サイクルにより継続的に計画を推進し、その評価及び検証を踏まえEBPM※3の観点から施策を実施します。

また、県子ども施策審議会において、取組の評価及び検証を統括し、毎年度、目標指標の進捗を県民のみなさんに分かりやすく公表します。

(3) 計画の見直し

県内の情勢や取組の評価及び検証等を踏まえ、必要に応じ、本計画の見直しを行います。

(4) 計画推進の協調

ア 県民の努力

子ども施策について関心と理解を深めるとともに、国または地方公共団体が実施することも施策に協力します。

イ 事業者の努力

労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、雇用環境の整備に努めます。

※1：[KPI] Key Performance Indicatorの略称。最終的な目標を達成するための中間目標

※2：[PDCA] Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返し、業務品質を高める

※3：[EBPM] Evidence Based Policy Makingの略称。政策目的を明確化したうえで合理的根拠に基づくものとする

5 計画における用語の定義、こどもの表記

(1) 用語の定義

- こども：心身の発達の過程にある者
- 若者：思春期からポスト青年期の者を含む40歳未満までの者
- 青年期：おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者
- ポスト青年期：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質や能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者

「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとします。また、個々の施策においてそれぞれ対象となる範囲は異なります。

(2) こどもの表記

こどもの表記について、本計画では、法律や資料の引用元で使用されている場合等、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合を除き、原則として「こども」と表記します。